

「なか国際交流ラウンジ運営委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「なか国際交流ラウンジ運営委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及びなか国際交流ラウンジの運営団体選定に関する要綱（以下「選定要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領及、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第3条 選定に参加できる者は、選定要綱第6条で定めるもののほか、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 参加意向申出書提出の時点で令和7、8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ掲載されていること。ただし、令和7、8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していることを条件として、提出できることとする。
- (2) 国際交流又は外国人支援活動等を行っている団体であること。
- (3) 横浜市内で活動している団体であること。
- (4) 契約期間中、安全円滑にラウンジを運営できる団体であること。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(参加表明手続き)

第4条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望するものは、「参加意向申出書」を提出しなければならない。

(提案書の内容)

第5条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案者の業務実績
- (2) 業務実施体制と配置予定者の業務実績経験

- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第6条 プロポーザルを特定するための評価事項は、選定要綱第8条に定めるもののほか、次の各号に定める。

- 2 評価の項目、ウエイト並びに評価基準については提案書評価基準により別に定めるものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 各委員の評点の合計が最も高い者が2以上ある場合は、委員の投票により順位を決定する。投票結果が同数の場合は、委員長の判断により順位を決定する。
- 5 各委員の評点の合計が、評価を行った委員の人数に評点の満点の数字を乗じた点数の60%に満たない場合は受託候補者としなない。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第7条 評価委員会の設置及び実施業務については、選定要綱第4条及び第5条に定めるもののほか、次の各号に定める。

- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 中区総務課長
副委員長 中区区政推進課長
委員 中区戸籍課長、中区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長、中区福祉保健課長
- 3 委員会の総務は、中区地域振興課が行う。

(評価結果の審査)

第8条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年11月14日から施行する。